

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 23（情）第 41 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 3 月 28 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）が違法であったことは、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 226 号の「裁決書の謄本の送付について」により、国土交通大臣から通知されており、本件不許可処分は当時の東広島地域事務所建設局竹原支局の〇〇支局長（以下単に「〇〇」という。）がその絶大な裁量権を濫用した上で、「自らの職務における違法若しくは不当な処分の手続きのみ」を原因として強行したものであるとして、次の文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求を行った。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日の退職までの期間における〇〇に対する、懲戒処分や人事上の厳重注意処分など（以下「懲戒処分等」と総称する。）を行ったことが分かる文書
- (2) 〇〇に対する懲戒処分等を行っていない場合は、「自らの職務における違法若しくは不当な処分の手続きのみ」を原因として不当な本件不許可処分を強行した場合であっても関係者への懲戒処分等を行っていないことが広島県にとって適正な人事上の措置であることを確認できる文書
（以下（1）に係る請求を「本件請求 1」、（2）に係る請求を「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 を総称して「本件請求」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 7 条第 2 項及び第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 4 月 7 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 5 月 9 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分の理由は、条例第7条第2項及び第13条の規定により「行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため」というものである。

しかし、本件請求に係る開示請求書にも記載したとおり、行政不服審査法第43条第2項に規定されている「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消されたとき」に該当する場合で、処分庁が、「裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をした」という事案は、平成12年以降では、本件不許可処分のみであることが判明している。

このことは、当時の支局長である〇〇が、その絶大な裁量権を濫用した上で、「自らの職務における違法若しくは不当な処分の手続きのみ」を原因として本件不許可処分を強行したことを明示しているものである。

したがって、異議申立人の生命と基本的人権を虫けらのごとく扱い、本件不許可処分の理由として明記した「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」という自らの私見のみを根拠として強行した〇〇の行政責任は極めて重大なものであり、かつ、〇〇本人は平成〇〇年〇〇月〇〇日で既に退職したことから、本人及び広島県の組織を守るためという発想の「保護されるべき利益を損なうこととなるという理由」は失当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、当審査会に提出した理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求の内容は、元東広島地域事務所建設局竹原支局長の〇〇に対して、懲戒処分等を行ったことが分かる行政文書の有無に関するものである。

当該行政文書の有無について回答することは、〇〇に対する懲戒処分等を行ったことがあるか否かを回答することとなる。

公務員といえども、個人として保護されるべきプライバシーが存在し、懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は、「本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるもの」（平成10年11月12日東京地裁判決）に該当するため、懲戒処分等の有無は個人情報として保護されるべきものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

したがって、本件開示請求文書が存在しているか否かを答えることは、条例により保護されるべき利益を損なうこととなると認められるため、条例第 13 条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定をしたものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、上記第 2 の 1 のとおり、本件不許可処分が裁決で取り消されたことを背景に、次の 2 つの文書の開示を求めるものである。

(1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日の退職までの期間における〇〇に対する懲戒処分等を行ったことが分かる文書

(2) 〇〇に対する懲戒処分等を行っていない場合は、「自らの職務における違法若しくは不当な処分の手続きのみ」を原因として不当な本件不許可処分を強行した場合であっても関係者への懲戒処分等を行っていないことが広島県にとって適正な人事上の措置であることを確認できる文書

実施機関は、本件請求は、特定の個人に対する懲戒処分等の職員の身分取扱い上の処遇に関するものであるため、本件請求文書の存否を答えるだけで条例第 10 条第 2 号の不開示情報を開示することとなるとして、本件処分を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第 13 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがある。そこで、条例第 13 条は、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、条例第 10 条の不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいうものである。

(2) 本件処分の妥当性について

条例第 10 条第 2 号本文では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにするだけで、同号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が当該特定の個人に生じることとなるとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

まず、本件請求 1 は、〇〇を特定した上で行われたものであることから、本件請求 1 に係る行政文書が存在するか否かを答えることは、〇〇に対する懲戒処分等の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同じである。

また、本件請求 2 は、〇〇に対する懲戒処分等を行っていないことを前提条件としていることから、本件請求 2 に係る行政文書が存在するか否かを答えることも、本件存否情報を明らかにすることと同じである。

特定の個人が識別できる形での懲戒処分等の有無に関する情報は条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するから、本件請求文書の存否を答えると、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当する情報を明らかにする場合と同様に、特定の個人の権利利益を侵害することになるものと認められる。

次に、本件存否情報が条例第 10 条第 2 号ただし書に該当するか否かについて検討する。

まず、特定の個人に対する懲戒処分等の有無に関する情報が法令等の規定により又は慣行として公にされるのか否か確認するため、実施機関に対し、実施機関の職員に対して懲戒処分等を行った際の公表基準等について説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 平成 14 年 1 月 1 日以降に、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づいて実施した懲戒処分については、懲戒処分の公表基準に基づき、公表することとしている。その際、原則として被処分者の氏名は公表しないこととなっているが、懲戒免職については氏名を公表するか否か事案ごとに検討している。

イ 平成13年12月31日以前に実施した懲戒処分に係る被処分者の氏名については、原則として、職務に強く関連する事案は公表、それ以外は非公表としていた。

ウ 懲戒処分に至らない行政措置（厳重注意及び訓告）については、氏名を含め公表していない。

そうすると、実施機関においては、職員に対する懲戒処分等の情報が、必ずしも特定の個人が識別できる形で公にされているとはいえないから、本件存否情報は条例第10条第2号ただし書イに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

次に、〇〇は地方公務員法第2条に規定する地方公務員であり、同号ただし書ハに規定する公務員等に該当するが、公務員等の処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報は、同号ただし書ハで規定する職務の遂行に係る情報には当たらない。

したがって、本件請求文書の存否を答えることは、条例第10条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件請求文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 6 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
平成 30 年 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 6 月 26 日 (令和 2 年度第 2 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 7 月 17 日 (令和 2 年度第 3 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広 島 修 道 大 学 教 授